3　技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)に関する事項

⑴　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の仕組み　本工事の技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で工事見積り条件の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　求める技術提案の範囲　技術提案を求める範囲は、詳細設計（その１）及び基本契約に含まれるすべての工事内容を対象とする。

なお、分割契約する工事は、詳細設計（その１）の完了までの間に競争参加者が柔軟に設定することを可能とする。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目及び内容について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

①　設計業務の実施方法に関する提案

②　重交通路線での工事実施における制約条件等を踏まえた交通への影響を低減させる施工方法等の提案

③　重交通路線での工事実施における制約条件等を踏まえた安全の確保に有効な対策の提案

④　沿線環境の影響最小化に有効な施工方法等の提案

⑤　工事の品質管理及び出来形管理に関するi-Construction（省力化や省人化、ＩＣＴ、IoT、ＡＩ）を活用した施工計画に関する提案

⑥　維持管理段階における点検及び補修の効率化に関する提案　技術提案書（最終技術提案書を含む。）の提出が無かった場合、プレゼンテーション及び技術対話に参加しなかった場合、提出された技術提案書（最終技術提案書を含む）に１項目でも提案が無かった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可があった場合は、不適格とし、交渉権者として選定しない。なお、技術提案の各項目の評価基準は、入札説明書による。

⑷　技術提案のプレゼンテーション

①　期間　令和６年４月１日（月）から令和６年４月12日（金）までのいずれかを予定

②　方法　技術提案の内容説明（30分以内）、質疑応答（30分程度）

③　出席者　工事及び設計業務の配置予定技術者各１名は必ず出席することとする。

④　その他　プレゼンテーション時の資料は、提出された技術提案書等（添付資料を含む）のみを用いて実施する。また、追加資料の提出・提示は一切認めない。

⑸　技術対話（技術提案確認協議）　提出された技術提案、プレゼンテーションの説明概要を踏まえた技術対話を実施する。

技術対話により発注者から技術提案の内容において、設計図書に示す要求性能や施工条件を満たさない事項があると判断した事項について、競争参加者の意図を確認および必要に応じて改善を要請する機会を設ける。なお、技術提案の改善は、競争参加申請者からの自発的な改善も協議対象とする。

①　期間　令和６年４月１日（月）から令和６年４月12日（金）までのいずれかを予定（記３⑸に示すプレゼンテーションの実施日と同日を予定）

②　方法　記３⑸に示すプレゼンテーションを行った後、技術提案の内容、プレゼンテーションの説明概要に関する確認・協議を行う。なお、協議結果の内容は文書により通知する。

⑹　優先交渉権者の選定方法　評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。評価値が同等の者が２者以上ある時は、くじ引きにより上位順位者を決定する。また、次点以降の者の順位についても決定し、次点以降の者に対して、交渉権者として選定した旨を通知する。

4　調査・設計業務における契約の相手方の決定方式等に関する事項

⑴　調査・設計業務の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、調査・設計業務の見積書を作成し、記７⑻で指定する期日までに提出すること。なお、提出された見積金額が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、調査・設計業務の契約の相手方とする。

5　基本協定の締結に関する事項

調査・設計業務の契約にあわせて、次の協定を締結するものとする。

「中央自動車道（特定更新等）仙川高架橋床版取替工事に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)

6　工事における契約の相手方の決定方法等に関する事項

⑴　工事見積条件の交渉

①　発注者及び優先交渉権者は記４⑴で締結した調査・設計業務において、設計に関する協議の過程で確認された事項や設計内容、成果物等に基づき工事見積条件の交渉を行う。

②　工事見積条件の交渉の結果、参考工事費内訳書及び見積条件書（以下「工事の参考見積書」という。)の見積りの内容の妥当性や必要性が認められる場合、又は発注者が提示した参考額と工事の参考見積書との間に著しく乖離している場合もその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合などの確認がとれた場合は、工事見積条件の交渉を成立したものとする。

⑵　交渉が不成立となった場合の手続等

①　手続　記６⑴に基づき提出された工事の参考見積書の内容について、発注者が提示した参考額と工事の参考見積書との間に著しい乖離があり、その乖離理由の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある内容について見直しに応じない場合は工事見積条件の交渉を不成立とする。

交渉が不成立となった場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者になった旨を通知する。

交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、工事見積条件の交渉の意思の有無を確認した上で、記４及び５の記載に基づき調査・設計業務の契約の相手方の決定に係る手続及び基本協定書の締結を行うものとする。以降、協議が成立するまで次順位者以降の者とこれと同様の手続を行う。

②　配置予定技術者の取扱い　次点以降の交渉権者と調査・設計業務の契約を締結する場合は、申請書の提出時と同等の資格がある者に限り、配置予定技術者の変更を認めるものとする。なお、同等の資格がある者とは、記２⑸に示す競争参加資格を有する者に限る。

⑶　工事の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、記６⑴に基づき工事見積条件の交渉が成立した場合は、その交渉結果を踏まえた最終参考工事費内訳書及び最終見積条件書（以下「最終参考見積書等」という。)を提出すること。

なお、提出された最終参考見積書等が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、工事の契約の相手方とする。

7　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ

中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約課電話03―5776―5600（代表）

ＦＡＸ03―5776―5260

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、入札説明書、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、基本性能・基本条件明示書（以下「設計図書等」という。)を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。

①　交付期間　手続開始の公示日から令和６年３月28日（木）まで。

②　交付場所　記４⑴に同じ。

③　交付方法　当社ホームページにデータをアップロードして交付する。

（ＵＲＬ：https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/）

なお、データのダウンロードにはパスワードが必要となり、パスワードは電子入札システムの個々の調達案件概要(備考欄)に掲載する。

また、電子入札システムを導入していない入札参加希望者に対してもパスワードを通知するので、データのダウンロードを希望する場合は担当部局まで問い合わせすること。

入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、当社ホームページにて掲載する。